

通所リハビリテーション加算料金表（介護保険）

2021年4月～

加算料金（介護保険）	1割負担	2割負担	3割負担	単位
リハビリテーション提供体制加算(3時間以上4時間未満)	¥12	¥24	¥36	／回
リハビリテーション提供体制加算(4時間以上5時間未満)	¥16	¥32	¥48	／回
リハビリテーション提供体制加算(5時間以上6時間未満)	¥20	¥40	¥60	／回
リハビリテーション提供体制加算(6時間以上7時間未満)	¥24	¥48	¥72	／回
リハビリテーション提供体制加算(7時間以上)	¥28	¥56	¥84	／回
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 同意日の属する月～6月以内	¥560	¥1,120	¥1,680	／月
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 同意日の属する月～6月超	¥240	¥480	¥720	／月
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 同意日の属する月～6月以内	¥593	¥1,186	¥1,779	／月
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 同意日の属する月～6月超	¥273	¥546	¥819	／月
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 同意日の属する月～6月以内	¥830	¥1,660	¥2,490	／月
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 同意日の属する月～6月超	¥510	¥1,020	¥1,530	／月
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 同意日の属する月～6月以内	¥863	¥1,726	¥2,589	／月
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 同意日の属する月～6月超	¥543	¥1,086	¥1,629	／月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	¥110	¥220	¥330	／日
栄養改善加算	¥200	¥400	¥600	／回
栄養アセスメント加算(月2回まで)	¥50	¥100	¥150	／月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 6月に1回	¥20	¥40	¥60	／月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 6月に1回	¥5	¥10	¥15	／月
科学的介護推進体制加算	¥40	¥80	¥120	／月
口腔機能向上加算(Ⅰ) 月に2回を限度	¥150	¥300	¥450	／回
口腔機能向上加算(Ⅱ) 月に2回を限度	¥160	¥320	¥480	／回
感染症及び災害により臨時的に利用者数が一定減少している場合 加算	3%	6%	9%	
重症療養加算	¥100	¥200	¥300	／日
中重度ケア体制加算	¥20	¥40	¥60	／日
入浴介助加算(Ⅰ)	¥40	¥80	¥120	／回
入浴介助加算(Ⅱ)	¥60	¥120	¥180	／回
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内)	¥1,250	¥2,500	¥3,750	／月
送迎を行わなかった場合	¥-47	¥-94	¥-141	／片道
移行支援加算	¥12	¥24	¥36	／日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥22	¥44	¥66	／回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数に4.7%を乗じた単位数／月			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数に2.0%を乗じた単位数／月			
1時間以上2時間未満利用基準以上PT・OT等を2名以上配置	¥30	¥60	¥90	／回
通常の事業実施地域を超えた地域の利用者に行った場合	5%加算			

加算料金（介護保険）
リハビリテーション提供体制加算
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の合計人数が厚生労働省の基準を満たしている場合加算。
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ
医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が協働し、リハビリテーション実施計画を利用者・その家族に医師から説明、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合加算。
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ
利用者ごとリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ
医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が協働し、リハビリテーション実施計画を利用者・その家族に理学療法士等から説明、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 同意日の属する月～6月超
利用者ごとリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
短期集中個別リハビリテーション実施加算
利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用力動作能力を向上させ、身体機能を回復するために集中的なリハビリを個別に実施した場合加算。退院・退所日又は要介護認定を受けた日から1月を超え3月以内。
栄養改善加算
低栄養状態又はそのおそれのある方に、改善等を目的として個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合加算。
栄養アセスメント加算
管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施、利用者・家族に説明相談等に応じる。厚労省に情報を提出・有効実施に活用した場合加算。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)
利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔・栄養状態を確認、その情報を介護支援専門員に文書で提供した場合(6月に1回)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)
栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合で、口腔状態か栄養状態のいずれかを確認、その情報を介護支援専門員に文書で提供した場合(6月に1回)

<b>科学的介護推進体制加算</b>
ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する場合加算。
<b>口腔機能向上加算(Ⅰ)</b>
口腔機能の低下又はそのおそれがある方にその向上を目的として個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施した場合加算(月2回)。
<b>口腔機能向上加算(Ⅱ) 月に2回を限度</b>
口腔機能指導向上加算(Ⅰ)、口腔機能改善管理計画等の情報を厚生労働省に提出、口腔機能向上サービスの実施にあたり当該情報を有効に活用した場合加算。
<b>重症療養加算</b>
要介護度3・4・5で、厚生労働大臣が定める状態にある方に対して計画的な医学管理を継続的に行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合加算。
<b>中重度ケア体制加算</b>
中重度の要介護者を受け入れる体制を構築している場合加算。
<b>入浴介助加算(Ⅰ)</b>
入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合加算。
<b>入浴介助加算(Ⅱ)</b>
入浴介助加算(Ⅰ)、理学療法士等が居宅を訪問、浴室の動作及び環境を評価等を行い、医師との連携の下で個別の入浴計画を作成、居宅の浴室の状況に近い環境で入浴介助を行った場合加算。
<b>生活行為向上リハビリテーション実施加算</b>
生活行為の内容の充実のための目標、それを踏まえたリハビリの実施、実施計画書を定めた場合等加算。
<b>移行支援加算</b>
通所リハビリテーションの利用を終了した方が通所介護等に移行した割合が厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算
<b>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</b>
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算
<b>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</b>
算定した単位数に4.7%を乗じた単位数を算定。
<b>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</b>
算定した単位数に2.0%を乗じた単位数を算定。